

大田市告示第 70 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

大田市長 楫野弘和

1 収納事務を委託する者の法人名及び住所

(1) 株式会社トラストバンク

東京都渋谷区渋谷二丁目 24 番 12 号

(2) 株式会社アイモバイル

東京都渋谷区桜丘町 22 番 14 号 N.E.S.ビル N 棟 2 階

(3) ANA あきんど株式会社

東京都中央区日本橋 2-14-1 フロントプレイス日本橋

(4) 楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号楽天クリムゾンハウス

2 収納事務を委託する歳入

インターネットを利用して納付する「どがなかな大田ふるさと寄附金」

3 収納事務を委託する期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日